

随意契約理由書

件名	須磨(大田町他)配水管取替工事
契約の相手方	北神吉田建設株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号
随意契約の理由	
<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、入札不調のため、令和元年7月24日に入札中止となった工事である。</p> <p>本工事は経年化した水道管路を更新するものであり、本工事が遅延することで、赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。また、本工事路線は大阪ガスの埋設管の更新工事と競合しており、既にガス工事は完了(仮舗装の状態)していることから、水道工事においても早期に着手する必要がある。</p> <p>随意契約の請負人について、まずは工事場所である須磨区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかった。</p> <p>そこで、水道工事の実績がある市内地元業者を対象を広げて順次交渉を行っていったところ、上記請負人と合意に至った。以上の理由から、上記請負人と随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部配水課 (電話番号 322-5900)